

件名

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融
経済産業省
告示第 号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(連結レバレッジ比率の計算方法)

第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第二条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、商工組合中央金庫及びその子会社等（法第二十三条第一項第二号に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上を目標とし、レバレッジに係る健全性の確保に努めるものとする。ただし、第七条第六項の規定の適用があるときは、三・一五パーセント以上を目標とし、レバレッジに係る健全性の確保に努めるものとする。

資本の額

衡許 $\frac{\text{自己資本}}{\text{自己資本} + \text{自己資本以外の資産}}$ = $\frac{\text{自己資本}}{\text{自己資本} + \text{自己資本以外の資産}}$

2 自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合において、前項に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ・バッファ比率（連結レバレッジ比率から三パーセント（同項ただし書に規定するときにあつては、三・一五パーセント）を控除して得た比率をいう。）について、同号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率以上を目標とし、レバレッジに係る健全性

改正前

(連結レバレッジ比率の計算方法)

第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第二条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、商工組合中央金庫及びその子会社等（法第二十三条第一項第二号に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上を目標とし、レバレッジに係る健全性の確保に努めるものとする。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があるとき、認められるときは、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率以上を目標とし、レバレッジに係る健全性の確保に努めるものとする。

資本の額

衡許 $\frac{\text{自己資本}}{\text{自己資本} + \text{自己資本以外の資産}}$ = $\frac{\text{自己資本}}{\text{自己資本} + \text{自己資本以外の資産}}$

2 自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合において、前項に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ・バッファ比率（連結レバレッジ比率から三パーセントを控除して得た比率をいう。）について、同号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率以上を目標とし、レバレッジに係る健全性の確保に努めるものとする。

の確保に努めるものとする。ただし、同項ただし書に規定するときは、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率以上を目標とし、レバレッジに係る健全性の確保に努めるものとする。

(オン・バランス資産の額)

第七条 「略」

〔2〕5 略〕

6 日本銀行に対する預け金の額は、例外的なマクロ経済環境その他の事情を勘案して別に定めるところにより、前条第一号に掲げる額に算入しないものとする。

(オン・バランス資産の額)

第七条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 第二条第一項ただし書に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を前条第一号に掲げる額に算入しないものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。